

令和7年第1回長久手市議会定例会
追加議案一覧表

議案番号	件名	所管
議案第29号	令和6年度長久手市一般会計補正予算（第7号）	総務部
議案第30号	長久手市みんなでつくるまち条例の一部を改正する条例について	市長公室
議案第31号	長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	くらし文化部



修正案第 1 号

議案第 2 号令和 7 年度長久手市一般会計予算に対する予算決算委員
会修正案

議案第 2 号令和 7 年度長久手市一般会計予算に対する予算決算委員会修正案
を別紙のとおり、会議規則第 16 条の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 18 日提出

予算決算委員会委員長 山田けんたろう

別 紙

議案第 2 号令和 7 年度長久手市一般会計予算に対する修正案

議案第 2 号令和 7 年度長久手市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第 1 条中「2 6, 2 5 0, 0 0 0 千円」を「2 6, 2 4 6, 8 6 1 千円」に改める。

第 1 表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
18 繰入金		1,859,457 1,862,596
	1 基金繰入金	1,838,451 1,841,590
歳入合計		26,246,861 26,250,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
3 民生費		11,896,544 11,899,683
	2 児童福祉費	6,873,257 6,876,396
歳出合計		26,246,861 26,250,000

第2表 債務負担行為の一部を次のように改める。

事 項	期 間	限 度 額
こども条例制定支援業務委 託	令和8年度	千円 990

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
18 繰入金	1,859,457 1,862,596	2,129,546	△270,089 △266,950
歳入合計	26,246,861 26,250,000	23,690,000	2,556,861 2,560,000

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	11,896,544 11,899,683	10,541,913	1,354,631 1,357,770	5,366,921	0	471,979	6,057,644 6,060,783
歳出合計	26,246,861 26,250,000	23,690,000	2,556,861 2,560,000	6,597,053	770,300	2,015,210	16,864,298 16,867,437

2 歳 入

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	1,838,451 1,841,590	2,109,992	△271,541 △268,402	1 基金繰入金	1,838,451 1,841,590	財政調整基金繰入金 1,015,861 1,019,000
計	1,838,451 1,841,590	2,109,992	△271,541 △268,402			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度の財源内訳				節		説 明
				特定財源			一般財源			
				国県 支出金	地方債	その他		区 分	金 額	
1 児童福祉総務費	1,739,121 1,742,260	1,445,610	293,511 296,650	965,570	0	74,050	699,501 702,640			

								1 報酬	43,530	
								2 給料	134,425	
								3 職員手当等	118,077	
								4 共済費	50,670	
								7 報償費	3,585	
								8 旅費	1,509	
								10 需用費	11,369	
								11 役務費	10,092	
								12 委託料	402,410 405,549	
								13 使用料及び賃借料	19,567	
								14 工事請負費	330	
								17 備品購入費	5,651	
								18 負担金、補助及び交付金	16,308	
								19 扶助費	921,543	

								26 公課費	55	
				0	0	0	518 3,657			<u>子ども条例制定事業</u> 518 <u>3,657</u> ○子ども条例制定事務事業(子ども政策課) 518 <u>3,657</u> 報償費 317 子ども条例アドバイザー謝礼 197 講演会等講師謝礼 20 学生ボランティア謝礼 100 需要費 91 消耗品費 30 食糧費 61 委託料 3,139 子ども条例制定支援業務委託 3,139 使用料及び賃借料 110 自動車借上料 110
計	6,873,257 6,876,396	5,927,572	945,685 948,824	3,681,678	0	296,554	2,895,025 2,898,164			

債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書

1 当該年度提出に係る分

区 分	限度額	令和6年度末までの支出見込額		令和7年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支出金	地方債	その他	
子ども条例制定支援業務 委託	千円 990	=	千円	令和8年度	千円 990	千円 0	千円 0	千円 0	千円 990



発委第4号

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年3月18日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 大島令子

説 明

この案を提出するのは、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年長久手市条例第１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第２条 （略） ２及び３ （略） ４ この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、長久手市情報公開条例（平成１３年長久手町条例第２４号_____）第２条第２号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 ５～９ （略） １０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。第１２条第５項において「番号利用法」という。）第２条第<u>９項</u>に規定する特定個人情報をい	（定義） 第２条 （略） ２及び３ （略） ４ この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、長久手市情報公開条例（平成１３年長久手町条例第２４号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第２条第２号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 ５～９ （略） １０ この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。<u>以下</u>_____）第２条第<u>８項</u>に規定する特定個人情報をい

う。 1 1 ～ 1 3 （略） （利用及び提供の制限） 第 1 2 条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで_____の規定は適用しないものとし、この条及び第 3 8 条の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 【別記1 参照】 （個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第 1 7 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>第 3 項において「個人情報ファイル簿」という。</u>）を作成し、公表しなければならない。 (1) ～ (9) （略） 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員で	う。 1 1 ～ 1 3 （略） （利用及び提供の制限） 第 1 2 条 （略） 2 ～ 4 （略） 5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで<u>及び第 2 9 条</u>の規定は適用しないものとし、この条及び第 3 8 条の次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 【別記1 参照】 （個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第 1 7 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>以下_____「個人情報ファイル簿」という。</u>）を作成し、公表しなければならない。 (1) ～ (9) （略） 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員で
--	---

あつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの イ〜キ （略） (2) 及び(3) （略） 3 （略） （開示請求権） 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u> </u> <u> </u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u> </u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下<u> </u> <u> </u>「開示請求」という。）をすることができる。 （訂正請求権） 第31条 （略） 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下<u> </u> <u> </u>「訂正請求」という。）をすることができる。	あつた者又は職員若しくは職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬<u> </u> <u> </u>に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの イ〜キ （略） (2) 及び(3) （略） 3 （略） （開示請求権） 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。 （訂正請求権） 第31条 （略） 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「訂正請求」という。）をすることができる。
---	---

3 (略) (訂正請求の手続) 第32条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下_____「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報that次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止若しくは消去又は提供の停止(以下_____「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)及び(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下_____「利用停止請求」という。)をすることができる。 3 (略)	3 (略) (訂正請求の手続) 第32条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報that次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止若しくは消去又は提供の停止(以下<u>この章において</u>「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1)及び(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下<u>この章及び第48条において</u>「利用停止請求」という。)をすることができる。 3 (略)
--	---

(利用停止請求の手續) 第 3 9 条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下_____「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外) 第 4 7 条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前</u>章（第 4 節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 (開示請求等をしようとする者に対する情報提供等) 第 4 8 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の<u>特定に資する情報の提供</u>その他開示請求	(利用停止請求の手續) 第 3 9 条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外) 第 4 7 条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第 4</u>章（第 4 節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。 (開示請求等をしようとする者に対する情報提供等) 第 4 8 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定_____その他開示請求
--	--

等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
----------------------------------	----------------------------------

【別記1】

改正後

この条第1項の項からこの条第2項第1号の項まで（略）		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号の項（略）		

改正前

この条第1項の項からこの条第2項第1号の項まで（略）		
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に

		限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号の項 (略)		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。



発委第5号

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年3月18日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 大島令子

説 明

この案を提出するのは、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年長久手市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処す	第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処す

る。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(長久手市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第2条 (略)

2～4 (略)

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定

る。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(長久手市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第2条 (略)

2～4 (略)

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報ファイルであって同号アに係るもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定

する保有個人情報はこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	する保有個人情報はこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>—又は50万円以下の罰金に処する。
---	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

令和7年第1回長久手市議会定例会議事日程（第7号）

令和7年3月18日(火)午前10時開議

- 第1 諸般の報告
議案の提出について
- 第2 議案第29号令和6年度長久手市一般会計補正予算（第7号）から議案第31号長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてまで
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託）
- 第3 議案第2号から議案第20号まで及び議案第22号から議案第31号まで
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）
- 第4 発委第4号長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について及び発委第5号長久手市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

委員会付託表（総務くらし建設委員会）

議案番号	件 名
------	-----

議案第 30 号	長久手市みんなでつくるまち条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------------

議案第 31 号	長久手市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
----------	---------------------------------

委員会付託表（予算決算委員会）

議案番号	件 名
------	-----

議案第 29 号	令和6年度長久手市一般会計補正予算（第7号）
----------	------------------------